

南砺市農業委員会第 22 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 7年 3月 26日
- 2.開会時刻 令和 7年 5月 9日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 7年 5月 9日 午後3時20分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第96号 農地の非農地証明願いについて

議案第97号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 協議事項

協議第21号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

協議第 22 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進
の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

第 5 報告事項

報告第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消しについて

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範(欠席)、係長 長谷川 哲雄

副主幹 小林 由香、主査 高田 賢寿、主任 勇崎 夏希

9.会議の概要

事務局

定刻となりました。皆様におかれましては、ご多用の中お集まりいただきありがとうございます。本日は、令和 7 年度の 1 回目の総会となります。

事務局長につきましては、他の会議と重なり本日は欠席となります。代行を事務局の方で致しますので宜しくお願い致します。

4 月異動で 2 名職員の異動があり紹介致します。

(事務局にて新任職員 2 名を紹介)

会議に移りたいと思います。

総会の成立について、ご報告いたします。本日は委員総数 20 名中、18 名が出席されております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しておりますので総会が成立したことを、ここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして、岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

議長

5 月に入り私達、農業に携わる者として農繁期の始めから好天にも恵まれ、田植えも一段落されているのではと思います。本日は、令和 7 年度の最初の総会であり、議案につきまして慎重審議をよろしく願いしたいと思います。

第 22 回農業委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、7 番委員、8 番委員の 2 名の方よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第 95 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 95 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 4 件の申請がありました。田 11 筆 16,232 m² 畑 2 筆 221 m²
計 13 筆 16,453 m²です。

事務局

受付番号 1 番です。

譲受人は、A さんで、譲渡人は B さんでございます。

申請地につきましては、田 5 筆 = 5,662 m²です。

理由につきましては、譲渡人の B さんは市外在住で高齢の為、地元耕作者の方へ譲り渡し今後も継続して耕作されるとの事で、申請があったものです。

受付番号 2 番です。

譲受人は C さんで、譲渡人は D さんでございます。

申請地につきましては、田 1 筆 = 1,109 m²

畑 1 筆 = 175 m²です。

理由につきましては、以前から、譲受人の C さんは D さんの田畑を借りて耕作しており、譲渡し耕作を継続されると申請があったものです。

受付番号 3 番です。

譲受人は E さんで、譲渡人は F さんでございます。

申請地につきましては、畑 1 筆 = 46 m²です。

理由につきましては、譲渡人の F さんは、県外在住で耕作する事が難しく、譲受人の E さんとは親戚関係にあり、元々借りて耕作していた畑を譲り受け、今後も耕作されるとの事で申請があったものです。

尚、許可日を空欄にしている理由は後程、ご説明しますが同日に農地法第 5 条の規定による許可の取消しを受付けており、承認を得てからの許可となりますので、許可日については空欄としております。

受付番号 4 番です。

譲受人は G さんで、譲渡人は H さんでございます。

申請地につきましては、田 5 筆 = 9,461 m²です。

理由につきましては、譲渡人の H さんについては、現在ひとり世帯であり今後、県外に嫁いでいる娘さんの所へ移住を検討されており、田については現在、耕作している G に譲渡し継続して耕作されると申請があったものです。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 95 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 96 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 96 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 1 件の申請があり、福光地域で畑 2 筆 332 m² です。

事務局

受付番号 1 番です。

所有者については、市外にお住まいの I さんです。

1 筆目の殿〇〇番地については、空き家を取り壊し手つかずで現在に至り現地写真の添付通り、竹林の状況でした。

2 筆目の立野原西△△番地については植樹が行われており、その後は換地され境界も不明な状況で現地写真の通り、杉が植樹されて復元不能でした。尚、現地へ●委員が立ち合いに同行していただきましたので、●委員さんより報告をお願い致します。

●委員

先日、現地を確認してきました。

1 筆目の殿〇〇番地については、境界線が全く解らない状況で石が積み重なって竹林となっており、復元不能であると確認しました。

2 筆目の立野原西△△番地については、杉が植樹されており何をしても復元不能と判断しました。以上です。

議長

只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

それでは、議案第 96 号 農地の非農地証明願いに対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 97 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

今回申請は 49 件、141 筆の申請がありました。田は 166,392 m²で 136 筆です。畑は 11,690 m²で 5 筆で合計面積は 178,082 m²です。農用地利用集積等促進計画が提出され承認を求めるものです。詳細については、8 ページ・9 ページを御覧下さい。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。
(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 97 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の協議へ進みます。

議長

協議第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝協議第 21 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

農振除外申請については 2 件です。

受付番号 1 番です。

城端地区 (大鋸屋) で除外願出者は J さんで対象地番は瀬戸○番地、地目は田で面積は 47 m²です。こちらについては、無断転用の是正です。

受付番号 2 番です。

城端地区 (南山田) で譲受人は K で除外願出者は 4 名です。

1 人目は除外願出者の L さんです。対象地番は野口○番地
地目は田で面積は 1,551 m²です。

2 人目は除外願出者の M さんです。対象地番は野口○番地
地目は田で面積は 1,797 m²です。

3 人目は除外願出者の N さんで 3 筆あります。

対象地番は野口○番地、地目は田で面積は 248 m²

金戸○番地、地目は田で面積 275 m²

金戸○番地、地目は田で面積 71 m²で合計 594 m²です。

4 人目は除外願出者の O さんです。対象地番は金戸○番地
地目は田で面積は 22 m²です。

除外後の用途については、事業所敷地です。

現在の事業所は、旧 4 階建てと増設した 2 階建ての事業所があります。旧 4 階建ての事業所を取壊し、新しい事業所を建設します。増設した 2 階建ての事業所については、そのままにし地域の防災施設として有事の際に、防災器具や格納庫として利用予定で地域内にて協議済との事です。

農用地域への編入については 2 件です。

受付番号 1 番です。

上平地区（上平）で編入願出者は P さんです。対象の編入願出地は 3 筆です。楮〇番地、地目は田で面積は 696 m²・楮〇番地、地目は田で面積は 537 m²・楮〇番地、地目は田で面積は 666 m²です。3 筆共に編入後の用途は田で、編入理由は一時転用の復元対象地であり、農用地の区域内にある農地の為です。

受付番号 2 番です。

上平地区（上平）で編入願出者は Q さんです。対象の編入願出地は、楮〇番地、地目は田で面積は 970 m²です。編入後の用途は田で、編入理由は一時転用の復元対象地であり、農用地の区域内にある農地の為です。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

〇委員

受付番号 1 については無断転用で、受付番号 2 の事業所敷地の件については、現況は田という解釈で良いか？

事務局

お見込みの通りです。

議長

他に、ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

協議第 22 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

まず別紙様式 1 の令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の資料を、御覧下さい。

こちらについては、前回総会の協議第 20 号の案件です。前回では、年度末であり数字がまだ確定できなかったが、確定した数字についてお伝えします。

Ⅱ最適化活動の目標「1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題中、これまでの集積面積 (B) を前回は 5,768ha で 5,873ha に改めました。

②目標中、今年度末の集積面積 (累計) (D) を前回は 5,793ha を 5,898ha に改め、(目標) 今年度末の集積率は前回は 81.6%で 81.9%に改めました。

(3) 新規参入の促進で②目標の中で新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積について、前回は 2.7ha で 4.8ha に改めます。

それでは、議案第 22 号令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) についてご説明いたします。

14 ページについては令和 6 年度の数値となっております。15 ページの 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 館内の農地面積 (A) 7,220ha については、昨年より 10ha 減っております。

③実績 令和 6 年度の新規集積面積は 14.4 haで集積面積 (累計) (G) は 5,873ha で集積率は 81.6%でした。

16 ページを御覧下さい。遊休農地発生状況について昨年、農業委員さんと協力し農地パトロールを実施し 166 筆・110 人の意向調査を実施しました。遊休農地のうち緑区分が 12.6 haで遊休農地のうち黄区分が 4.8 haで遊休農地の面積が 17.4 haでした。

17 ページの③実績 新規参入者の参入状況の内、参入経営体数は 6 経営体で取得農地面積は 30.5 haでした。

18 ページの(3) 新規参入相談会への参加 ②実績 こちらについては、農政係で令和 6 年 7 月 21 日に就農マッチングツアーを実施し 14 名の参加がありました。【推進委員等の点検・評価結果】については、本日も活動記録をいただいたりしておりますが実際、活動しているが記入に至っていない・記入漏れ等もあるかと思えます。結果については、目標に対して期待を (やや) 下回る結果となりました。実際、活動目標が月 8 日間と設定しておりハードルが高い事も評価結果に現れてたのかと思えます。

19 ページを御覧下さい。Ⅲ事務の実施状況については、1 総会、部会の開催実績、2 農地法第 3 条に基づく許可事務と 3 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付) の件数や処理期間を記載しております。以上です。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

協議第 22 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

報告事項第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 29 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

申請地につきましては、畑 1 筆＝46 m²です。
当時の申請人については、譲渡人 R さんで譲受人は S さんです。

申請地については（昭和 46 年 8 月 31 日付けにて許可が出ておりました）
畑 1 筆＝46 m²で転用目的は、一般住宅敷地として申請があったものです。

しかし、譲受人の R さんは県外で住宅を建築された為、農地法第 5 条の規定による許可の取消し願いを提出され、受理し県に進達しております。
先にも、お伝えしましたが 3 条の申請も同日、受付ております。以上です。

議長

ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

（特になし）

議長

報告事項第 30 号 農地法第 18 条第 6 公の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 30 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 12 件の届出がありました。面積については田のみで、38,173 m²です。
詳細については、23 ページから 26 ページに記載しており備考欄に合意解約理由を記載しております。以上です。

議長

ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

（特になし）

議長

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

1点目については、活動記録集計についてです。

お手元に配布しております資料の「令和6年度農業委員会活動記録の集計結果について」をご覧ください。委員の皆様より提出いただいた令和6年度の活動記録を集計し、別紙のとおり、最適化活動の実施状況や成果目標の達成状況を作成しました。点検評価の欄につきましても簡単に記載しております。資料の様式は、先月配布しましたこちらの活動記録セットの108ページにあるものです。令和7年度の最適化活動の参考にしていただければと思います。

一部の委員さんにおかれましては、成果目標の達成状況が極端に高いパーセンテージで表示されているケースがあります。新規参入や遊休農地の解消面積の項目において、目標面積に比べ大きな新規参入や遊休農地解消があったものであります。「全体としての評語」の欄には「目標に対して期待をやや下回る結果となった」、と記載しております。こちらは、最適化活動の実施状況や成果目標の達成状況について、以前から使用している評価基準により点数化して4段階評価しております。4月から翌年3月までの最適化活動日数の月平均が、活動目標で定めている月8日に達していれば評価段階は上がります。詳しい内容を把握されたい場合は、お手数ですが個別に問い合わせ願います。

また、今回、全国農業会議所で作成された資料を2点配布しております。こちらの、「活動記録簿 記入の手引き」と「最適化活動分類表」になります。活動記録簿を記入する上で参考にしていただければと思います。以上になります。

2点目につきまして、地域計画についてです。

3月6日に広告縦覧は完成しております。ホームページにつきましても、個人情報等はマスク等し地図と共に掲載しております。本当に1年以上、計画作成にご協力いただき有難うございました。今後、年に1回は各地域で会議の開催をお願いいたします。開催方法につきましても、各地域で会議の開催がしやすい方法でお願いいたします。以上です。

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和7年6月4日（水）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第22回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時20分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長